

お知らせ

平成26年5月30日
東北電力株式会社

東通原子力発電所における基準地震動S sおよび津波高の見直しについて

当社はこれまで、平成25年7月に施行された新規規制基準を踏まえ、かつ平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震や同年4月7日の宮城県沖の地震を含む最新知見を反映し、東通原子力発電所における基準地震動S sおよび想定津波高について、より厳しい条件を設定して、評価を進めてまいりました。

この評価の結果、基準地震動S sについては、これまでの450ガルから600ガルへ見直すことといたしました。この見直しを踏まえて、さらなる耐震性の向上を図るため、引き続き耐震工事に取り組んでまいります。

なお、東通原子力発電所敷地内断層の活動性について、当社は、平成24年7月から実施した追加地質調査の結果から、あらためて「活断層ではない」と評価しており、今回の基準地震動S sの策定にあたっては、活動性はないものとして評価しております。

一方、想定津波高については、これまでのT.P. +10.1mからT.P. +11.7mへ見直すことといたしました。なお、発電所敷地高さは、T.P. +13mであり、加えて高さ約3mの防潮堤を設置していることから、地震による地盤沈下(-0.81m)を考慮しても、津波が敷地内に浸水することはないと考えております。しかしながら、さらなる安全性確保のため、水密性向上対策を実施してまいります。

このたびの基準地震動S sおよび津波高の評価結果の概要は、別紙のとおりです。

以上

東京湾平均海面を基準とした標高

(別紙) 東通原子力発電所における基準地震動S sと津波高の評価について